

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業
介護予防通所介護相当サービス重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 瑞祥会
(2) 法人所在地 香川県東かがわ市湊1183番地5
(3) 電話番号 0879-25-0674
(4) 代表者名 理事長 樫村 恵子

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防通所介護相当サービス事業所
平成27年4月1日指定 東かがわ市3771100504号
※当事業所は特別養護老人ホーム引田荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 事業所の通所介護従業者は、要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- (3) 事業所の名称 引田荘デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 香川県東かがわ市引田922番地18
- (5) 施設の概要 建物構造 鉄筋コンクリート平屋建
敷地面積 7,645㎡
延床面積(デイサービス) 243.7㎡
- (6) 電話番号 0879-33-7001
FAX番号 0879-33-7005
- (7) 事業所長(管理者)氏名 島崎 久美
- (8) 当事業所の運営方針
居宅要支援者等について、デイサービスセンターにおいて入浴及び食事の提供その他日常生活上の世話並びに機能訓練等、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- (9) 開設年月 平成18年 4月

(10) 利用定員 25名

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 東かがわ市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	火曜日～土曜日 (12/30～1/3を除く)
受付時間	火～土 AM 8:30～PM 5:30
サービス提供時間	火～土 AM 9:30～PM 3:30

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防通所介護相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
1. 事業所長(管理者)	0	1	0	0
2. 介護職員	0	0	5	2
3. 生活相談員	1	0	0	2
4. 看護職員	0	0	0	2
5. 機能訓練指導員	0	0	0	2

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも特別浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

・ご契約者の排泄の介助を行います。

③ アクティビティ

・ご契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図るための活動を行

います。

<サービス利用料金（1月あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要支援状態に応じた利用料金をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要支援状態に応じて異なります。）

1月あたりの利用料金（利用者負担割合1割）	
要支援1・事業対象者	¥ 1, 798
要支援2	¥ 3, 621

- ・生活機能向上グループ活動加算 100円/月
- ・サービス提供体制強化加算Ⅲ
要支援1 24円/月
要支援2 48円/月
- ・科学的介護推進体制加算 40円/月

※ 基本サービス費に各種加算を加えた月額報酬額に加算率 9.0%乗じた額を介護職員等処遇改善加算Ⅱとします。

※ 1割負担の利用者は上記表「1月あたりの利用料金+加算」の部分が2割負担となります。

※ 3割負担の利用者は上記表「1月あたりの利用料金+加算」の部分が3割負担となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供（食材料費含む）

ご契約者に提供する食事の調理費用及び材料にかかる費用です。

料金：1食あたり **¥600**

- ・ 但し食事の持込を行った場合の費用負担は発生しないものとします。
- ・ 食事の持込に関しては、事前連絡のもとに行うこととし、連絡がなければ費用負担が発生するものとします。
- ・ 食事を持ち込んだ場合に発生した事故（食中毒）に関しては、当事業所において一切、責任は負いません。また、他の利用者への被害があった場合に関しても、同様です。

② 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代： 実 費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

ア. 現金支払（翌月末まで） イ. 自動引き落とし（引き落とし手数料 110 円は自己負担）

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所介護相当サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 竹本 政弘
- ・ 受付時間 火曜日 ～ 土曜日 AM8：00 ～ PM5：30

7. 緊急時における対応

この事業所が提供する介護予防通所介護相当サービスの事業実施中における、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

8. 非常災害時の対策

管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域や関係機関等を交え、連携及び避難、救出訓練等の実施。

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム 引田荘消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム 引田荘消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	有・無	設備名称	有・無
	自動火災報知機	有	防火扉・シャッター	有
	誘導灯	有	屋内消火栓	有
	ガス漏れ報知機	有	非常通報装置	有
	非常用電源	有	漏電火災報知機	無
消防計画等	消防への届出日：平成 24 年 05 月 01 日 防火管理者：竹本 政弘			

9. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

当事業所では、契約者から提供された契約者及びご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① 契約者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ 契約者のために行う管理運営業務（利用開始等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 事業所のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、事業所等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研修等）

(2) 第三者への提供

当事業所では、下記の利用目的のために契約者及びご家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの事業所業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業者等との連携（サービス担当者介護等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ 契約者の介護支援専門員への事業所内のケース記録等の記録開示が必要な場合
- ④ ご家族への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求、介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) 契約者に関するお問い合わせへの対応

当事業所では、契約者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、契約者のプライバシーに関わる個人情報につきましては（2）の場合を除き、外部に対し情報提供を致しませんが、契約者が施設を利用されているかどうかについてはのみ、お問い合わせに対して情報提供をさせていただきます。お問い合わせに対して回答してほしくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がある場合は遠慮なくお申し出下さい。

(4) 事業所内での写真の掲示及び

当事業所では、外出やお祭り行事等の楽しい思い出を参加された契約者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。また契約者の家族、事業所外の方々に事業所への理解を深め、事業所での様子を知って頂くため、広報紙にお名前やお写真を掲載することがあります。事業所内での写真の掲示、広報紙等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮なくお申し出下さい。

11. 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。 役職：施設長 氏名： 島崎 久美

12. 身体拘束制限への取り組み

事業所においては、原則として下記の「緊急やむを得ない場合」を除いては身体拘束及びその他の行動制限を行わずにサービスを提供します。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束が必要と判断された場合には、本人・家族への説明同意を得て行います。

（身体拘束の「緊急やむを得ない場合」の判断基準）

- ① 切迫性 : 利用者本人または他の入居者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

13. 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
- ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

14. 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するた

めの、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. サービス提供時のリスク

事業所は、サービス提供にあたり利用者が快適な時間を送れるように、安全な環境作りに努めるが、予見不可能な利用者の心身状況や疾病に伴う様々な症状及び行動が原因により、以下に例示した回避できない危険性（リスク）が伴うことがあります。

- ① 歩行時の転倒、ベッドや車椅子から転落等による骨折・外傷の恐れ
- ② 老化に伴う骨粗しょう症により、通常時における骨折の恐れ
- ③ 老化に伴う皮膚状態の悪化により、通常対応時における表皮剥離の恐れ
- ④ 老化に伴う血管脆弱化により、軽度打撲時における皮下出血の恐れ
- ⑤ 加齢や認知症症状により、誤嚥・誤飲・窒息の恐れ
- ⑥ 脳や心臓の疾患による、状態の急変・急死の恐れ

16. 秘密保持

- (1) 当事業所及びその従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービス提供にあたって知り得た秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所及びその従業者が退職後、在職中に知り得た利用者及び利用者の家族に対する秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 当事業所はサービス担当者会において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合は必ず同意を得るものとします。

17. 当法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 瑞祥会
代表者役職・氏名	理事長 樫村 恵子
本部所在地	香川県東かがわ市湊1183番地5
本部電話番号	0879-25-0674
定款に定めた事業	

- 特別養護老人ホーム引田荘の設置経営
- 引田荘デイサービスセンターの設置及び受託経営
- 老人短期入所事業（引田荘）
- 引田荘老人介護支援センターの設置及び受託経営
- 認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホームあじさい）

その他 37 事業

指定介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

引田荘デイサービスセンター

管理者 島 崎 久 美 印

説明者 竹 本 政 弘 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防通所介護相当サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印

続 柄